

船舶事故調査報告書

令和4年4月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年4月10日 06時45分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市横須賀港第4区 横須賀港東防波堤北灯台から真方位275° 1.0海里付近 (概位 北緯35° 19.8′ 東経139° 38.5′)
事故の概要	プレジャーボート <sup>エムエス</sup> MS6は、漂流中、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年8月24日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボートMS6、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	235-31511 神奈川、株式会社マリンスタイル
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	プロペラに曲損、船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約4～6m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5～1m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長がレンタルボート会社からレンタルし、1人で乗り組み、知人2人を乗せ、神奈川県横浜市八景島南方沖の釣り場に到着後、船首を東南東方に向け、機関を中立運転として漂流しながら、シーアンカーを投入する作業を行っていたところ、北東の風により南西方に圧流され、横須賀市所在の護岸にある消波ブロックに乗り揚げた。</p> <p>本船は、船長が機関を始動させて消波ブロックから離れようとしたが、プロペラが同ブロックに当たり、航行不能となった。</p> <p>本船は、レンタルボート会社の船により引き出され、係留地までえい航された。</p> <p>船長は、シーアンカーを投入する作業に没頭し、周囲の見張りが疎かになっていたため、消波ブロック近くに流されていたことに気付かなかつたと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、漂流中、船長が、シーアンカーを投入する作業に没頭して作業を続けていたことから、北東の風により南西方に圧流されていることに気付かず、消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、漂流中、船長が、シーアンカーを投入する作業に没頭して作業を続けていたため、北東の風により南西方に圧流されていることに気付かず、消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 小型船舶の船長は、漂泊中、特定の作業に没頭することなく、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。
- ・ 小型船舶の船長は、消波ブロック近くでは漂泊しないこと。